



Q&A 【案件形成 * 事業経費】

Q) 成果連動払いの契約について、予算額はどのように設定したらよいか。

- ✓ PFSの事業経費総額は、一般的に、成果指標値が**上限まで改善した場合の支払額**(成果連動払いのほか、固定支払いがある場合の事業経費総額は双方の合計額となる)をもって設定します。

Q) 議会や予算部局への説明はどうしたらよいか。

- ✓ PFSの事業経費総額は、一般的に、成果指標値が**上限まで改善した場合の支払額**をもって設定します。
- ✓ この事業経費総額について、その必要性や妥当性を説明することになりますが、その際に**根拠となり得るのは、将来の社会的便益や社会的コスト削減額の算出**です。
- ✓ 定量化されていない住民ニーズを評価して価値を特定していくことも考えられるため、その場合の考え方を、WTPとしてPFS共通のガイドラインに盛り込んでいます。

Q) 事業経費の財源にはどのようなものがあるか。

- ✓ 委託者である地方公共団体の**一般財源**のほか、**サービス利用者による支払い(負担)、寄付(個人、企業・団体によるもの。事業によるリターンがないもの。)**、補助金が考えられます。
- ✓ **企業版ふるさと納税**を活用した事例もあります。